



島根県報

平成30年11月30日（金）

号外 第 146 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱の一部改正

（農 産 園 芸 課） 2

告 示**島根県告示第750号**

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱（平成8年島根県告示第1075号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1項中「第1条の2第1項」を「第2条第1項」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に、「第15条の2第1項」を「第34条第1項」に改め、同条第2項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に、「第8条第1項」を「第17条第1項」に、「第15条の2第1項」を「第34条第1項」に、「第15条の4第1項」を「第36条第1項」に改める。

第4条中「第7条」を「第16条」に、「第15条の2第6項」を「第34条第6項」に改める。

第5条中「その他の農薬使用基準」を削り、「ゴルフ場芝防除指針等」を「ゴルフ場芝防除指針」という。）及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省令第5号）に規定する基準（以下「農薬使用基準」）に改める。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 農薬使用基準

第6条第8号中「ゴルフ場芝防除指針等」を「ゴルフ場芝防除指針」に改める。

第10条第1項中「ゴルフ場芝防除指針等」を「ゴルフ場芝防除指針及び農薬使用基準」に改める。

第11条第5項中「第3条第1項第7号」を「第4条第1項第9号」に、「同項第6号」を「同項第8号」に改める。

附 則

この告示は、平成30年12月1日から施行する。